

令和7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年1月1日～2月28日現在)

函館労働基準監督署

区分 業種別	令和7年2月末			令和6年2月末			対前年		業種・割合 (%)	令和6年(速報)			
	死亡	休業4日以上	計	死亡	休業4日以上	計	増減数	増減率 (%)		死亡	休業4日以上	計	
全産業合計	2	99 (1)	101 (1)		52	52	49	94.2	100.0	6	742 (22)	748 (22)	
除く鉱業計	2	99 (1)	101 (1)		52	52	49	94.2	100.0	6	742 (22)	748 (22)	
製造業	1	14	15		7	7	8	114.3	14.9	1	120 (1)	121 (1)	
内 訳	水産食料品		5	5		3	3	2	66.7	5.0		59	59
	他の食料品		4	4				4		4.0		24	24
	木材木製品・家具		1	1				1		1.0		7	7
	窯業土石製品					1	1	-1	-100.0			8 (1)	8 (1)
	金属・機械		1	1				1		1.0		4	4
	輸送用機械等	1	1	2		1	1	1	100.0	2.0		7	7
	その他		2	2		2	2			2.0	1	11	12
鉱業													
土石採取業											3 (1)	3 (1)	
建設業		7	7		7	7			6.9	3	66	69	
内 訳	土木工事業		3	3		4	4	-1	-25.0	3.0	1	26	27
	建築工事業		1	1		3	3	-2	-66.7	1.0	1	31	32
	木造建築業		2	2				2		2.0		7	7
	その他の建設業		1	1				1		1.0	1	2	3
道路貨物運送業		4	4		7	7	-3	-42.9	4.0		54 (3)	54 (3)	
その他の運輸		6	6		1	1	5	500.0	5.9		9 (1)	9 (1)	
陸上貨物取扱業											2	2	
港湾運送業											1	1	
林業	1	2	3		1	1	2	200.0	3.0	1	7	8	
水産業											12	12	
卸売・小売業		12	12		10	10	2	20.0	11.9		73 (1)	73 (1)	
清掃業		5	5		5	5			5.0		28	28	
その他の事業		49 (1)	49 (1)		14	14	35	250.0	48.5	1	367 (15)	368 (15)	
内 訳	保健衛生業		36	36		8	8	28	350.0	35.6		276 (1)	276 (1)
	接客娯楽業		6	6		2	2	4	200.0	5.9		27 (6)	27 (6)
	その他		7 (1)	7 (1)		4	4	3	75.0	6.9	1	64 (8)	65 (8)
今月のコメント	<p>1 労働災害の状況(令和7年2月発生分) 全産業の労働災害は101名で、前年の同時期に比べ、49名増加しています。事故の型別では、滑って転倒が39名、その他が24名となっております。</p> <p>2 1月受付分について 全体で71名の令和7年発生分の労働者死傷病報告を計上しました。業種別では多い順に、保健衛生業が28名、卸売・小売業が10名、製造業が9名でした。</p> <p>3 コメント 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの期間は「北海道冬季ゼロ災運動」の取り組み期間です。融雪剤・砂の散布や防滑靴の使用、車両の乗降時における路面状況の確認による転倒災害防止、路面状況に応じた運転や十分な車間距離の確保、早めのブレーキの励行による交通災害防止等に取り組んでください。取組内容の詳細は、北海道労働局ホームページをご確認ください。 労働者死傷病報告等の労働安全衛生関係の手続の一部について、電子申請が原則義務化されました。労働者死傷病報告については、様式及び記載内容も変更されていますので、厚生労働省のホームページ等を参照の上、提出してください。</p>												

※ 本統計は労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。()内は、交通事故による労働災害の内数です。

※ 函館労働基準監督署の管轄は、渡島管内と檜山管内です。

令和7年 死亡労働災害発生状況

函館労働基準監督署

No.	発 生 月	時 刻	業 種	事 故 の 型	起 因 物	災 害 発 生 概 況
1	1	10 時 台	林業	激突され	伐木等機 械	被災者は、チェーンソーと木材グラップル機との共同作業においてチェーンソーによる作業を担当し、被災者が受け口、追い口を作った立木を木材グラップル機が引き倒し、木寄せしたところ、木材グラップル機又はつかんでいた立木が被災者に激突したものの。
2	1	8時 台	輸送用機 械等製造 業	墜落・転 落	その他の 乗物	被災者は、船舶の試運転業務において、アンテナにワイヤーが引っ掛かっていたため、マストの垂直はしごを登り、マストの踊り場へ移動して引っ掛かっていたワイヤーを外したところ、踊り場付近のレーダーアンテナが回転し、4.8メートル下の甲板まで墜落したものの。
3						
4						

※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。